

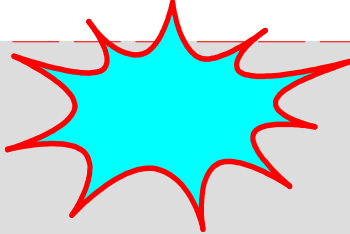
平成19年6月20日施行

建築基準法等の改正政省令、指針、建築物の安全安心確保の推進 講習会テキストの正誤表

頁・係数	誤	正
34	<p><b>【指定告示3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(W,B,CB,S:で2以上)の併用</li> <li>・(W,B,CB,S:の1以上)+(RC,SRC)で以下は適判不要</li> <li>・ルート1に相当する建築物で以下すべてに該当</li> <li>・地階を除く階3以下、高さ 13m、軒高 9mで</li> <li>・延べ面積 500㎡</li> <li>・S造部分は以下をクリアする                     <ul style="list-style-type: none"> <li>:スパン 6m(階数2以下で偏心率 0.15ならばスパン 12m)</li> <li>:Co 0.3</li> <li>:筋交端部保有耐力接合</li> <li>:冷間成形鋼管は柱応力割り増し</li> </ul> </li> <li>・RC、SRC造部分は壁量が所定量あるもの</li> </ul> $\sum 2.5 A_w + \sum 0.7 A_c \geq ZW A_i \beta$	<p><b>【指定告示3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(W,B,CB,S:で2以上)の併用</li> <li>・(W,B,CB,S:の1以上)+(RC,SRC)で以下は適判不要</li> <li>・ルート1に相当する建築物で以下すべてに該当</li> <li>・地階を除く階3以下、高さ 13m、軒高 9mで</li> <li>・延べ面積 500㎡</li> <li>・S造部分は以下をクリアする                     <ul style="list-style-type: none"> <li>:スパン 6m</li> <li>:Co 0.3</li> <li>:筋交端部保有耐力接合</li> <li>:冷間成形鋼管は柱応力割り増し</li> </ul> </li> <li>・RC、SRC造部分は壁量が所定量あるもの</li> </ul> $\sum 2.5 A_w + \sum 0.7 A_c \geq ZW A_i \beta$
	<p>鉄骨の併用部分のスパン制限のうち（階数2・・・）が間違い。</p>	<p>鉄骨の併用部分の偏心率によるスパンの緩和はありません。スパン 6mが正解です。</p>
1205頁	<p>RC造等の耐力壁及び柱の断面積のコンクリート強度割り増し係数を告示では、<math>\beta = 1 / \sqrt{F_c}</math> として使用していますが、講習会テキストは <math>\beta = 1 / \sqrt{F_c}</math> を使用していますので、告示式は <math>\beta = 1 / \sqrt{F_c}</math> と読み替えて解釈願います。</p> <p><b>:設計基準強度に応じた必要壁量の低減係数</b></p> $\beta = \begin{cases} F_c = \text{コンクリート設計基準強度} < 18 \text{ N/mm}^2 \text{ の場合} \\ \quad = 1.0 \\ F_c = \text{コンクリート設計基準強度} \geq 18 \text{ N/mm}^2 \text{ の場合} \\ \quad = \sqrt{\frac{18}{F_c}} \left( \sqrt{\frac{1}{2}} \text{未満となる場合は} \sqrt{\frac{1}{2}} \text{とする。} \right) \end{cases}$	

【誤】

(階数2階以下で偏心率 0.15 ならばスパン 1.2m) が間違い。



適判不要

告示第593号

「建築基準法施行令第36条の2第5号の  
国土交通大臣が指定する建築物を定める件」

**【鉄骨造】** 令36条の2第5号により以下は適判不要  
ルート1に相当する建築物で以下すべてに該当

- ・地階を除く階3以下、高さ 13m、軒高 9mで  
スパン 6m (階数2以下で偏心率 0.15ならばスパン 12m)
- ・延べ面積 500㎡ (平屋は 3,000㎡)
- ・Co 0.3
- ・筋交端部保有耐力接合
- ・冷間成形鋼管は柱応力割り増し

**【RC・SRC造】**  
令36条の2第5号により以下は適判不要  
高さ 20mでルート1に相当する建築物で以下すべてに該当

- ・壁量が所定量あるもの

$$\sum 2.5 A_w + \sum 0.7 A_c \geq ZW A_i \beta$$

- ・設計用せん断力を割り増し

$$Q_D = \min(Q_L + n Q_E, Q_o + Q_s)$$

n = 1.5(耐力壁=2.0)

**【混構造】** (W, B, CB, S: で2以上) の混構造あるいは、  
(W, B, CB, S: の1以上) × (RC, SRC) の混構造で以下は適判不要  
ルート1に相当する建築物で以下すべてに該当

- ・地階を除く階3以下、高さ 13m、軒高 9mで
- ・延べ面積 500㎡
- ・S造部分は以下をクリアすること  
: スパン 6m (階数2以下で偏心率 0.15ならばスパン 12m)  
: Co 0.3  
: 筋交端部保有耐力接合  
: 冷間成形鋼管は柱応力割り増し
- ・RC, SRC造部分は壁量が所定量あるもの

$$\sum 2.5 A_w + \sum 0.7 A_c \geq ZW A_i \beta$$

**【混構造】** (W, RC) の混構造で以下は適判不要  
ルート1に相当する建築物で以下すべてに該当

- ・地階を除く階2、3で2階以上がW
- ・高さ 13m、軒高 9mで
- ・延べ面積 500㎡
- ・地上部分が層間変形変位 $\Delta$ 及び2階以上の木造が剛性率 $\eta$
- ・1階RC部分が $\eta$ -2-1相当 (壁量と偏心率) を $\eta$

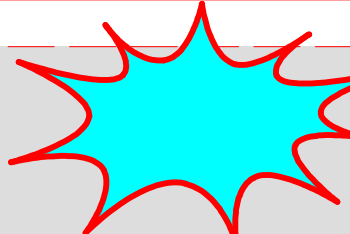
$$\sum 2.5 A_w + \sum 0.7 A_c \geq 0.75 ZW A_i \beta$$

- ・2階以上の木造筋交い計算(地震力は $A_i$ 分布) による

89

【正】

鉄骨の併用部分の偏心率によるスパンの緩和はありません。スパン 6mが正解です



適判不要

告示第593号

「建築基準法施行令第36条の2第5号の  
国土交通大臣が指定する建築物を定める件」

**【鉄骨造】** 令36条の2第5号により以下は適判不要  
ルート1に相当する建築物で以下すべてに該当

- ・地階を除く階3以下、高さ 13m、軒高 9mで  
スパン 6m (階数2以下で偏心率 0.15ならばスパン 12m)
- ・延べ面積 500㎡ (平屋は 3,000㎡)
- ・Co 0.3
- ・筋交端部保有耐力接合
- ・冷間成形鋼管は柱応力割り増し

**【RC・SRC造】**  
令36条の2第5号により以下は適判不要  
高さ 20mでルート1に相当する建築物で以下すべてに該当

- ・壁量が所定量あるもの

$$\sum 2.5 A_w + \sum 0.7 A_c \geq ZW A_i \beta$$

- ・設計用せん断力を割り増し

$$Q_D = \min(Q_L + n Q_E, Q_o + Q_s)$$

n = 1.5(耐力壁=2.0)

**【混構造】** (W, B, CB, S: で2以上) の混構造あるいは、  
(W, B, CB, S: の1以上) × (RC, SRC) の混構造で以下は適判不要  
ルート1に相当する建築物で以下すべてに該当

- ・地階を除く階3以下、高さ 13m、軒高 9mで
- ・延べ面積 500㎡
- ・S造部分は以下をクリアすること  
: スパン 6m  
: Co 0.3  
: 筋交端部保有耐力接合  
: 冷間成形鋼管は柱応力割り増し
- ・RC, SRC造部分は壁量が所定量あるもの

$$\sum 2.5 A_w + \sum 0.7 A_c \geq ZW A_i \beta$$

**【混構造】** (W, RC) の混構造で以下は適判不要  
ルート1に相当する建築物で以下すべてに該当

- ・地階を除く階2、3で2階以上がW
- ・高さ 13m、軒高 9mで
- ・延べ面積 500㎡
- ・地上部分が層間変形変位 $\Delta$ 及び2階以上の木造が剛性率 $\eta$
- ・1階RC部分が $\eta$ -2-1相当 (壁量と偏心率) を $\eta$

$$\sum 2.5 A_w + \sum 0.7 A_c \geq 0.75 ZW A_i \beta$$

- ・2階以上の木造筋交い計算(地震力は $A_i$ 分布) による